

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

ブリッジインターナショナルグループ株式会社
ブリッジインターナショナル株式会社

2025年10月1日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
ブリッジインターナショナルグループ株式会社
代表取締役社長 吉田 融正

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
ブリッジインターナショナル株式会社
代表取締役 八木 敏英

ブリッジインターナショナルグループ株式会社（旧 ブリッジインターナショナル株式会社、2025年10月1日商号変更。以下「分割会社」といいます。）は、2025年2月14日付の新設分割計画書及び同年6月4日付の新設分割計画変更書（以下、合わせて「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2025年10月1日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）として、分割会社のアウトソーシング事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を、新たに設立したブリッジインターナショナル株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実施いたしました。

本新設分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
本新設分割は、2025年10月1日に効力を生じました。
2. 分割会社における法定手続の経過
 - (1) 新設分割の差止請求手続（会社法施行規則第209条第2号）
本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、会社法第805条の2但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法施行規則第209条第3号）
本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、会社法第806条第1項第2号の規定により、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）
分割会社は、会社法第808条第1項第2号の新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）
分割会社は、新設会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第810条の規定による手続は行っておりません。
3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、効力発生日をもって、分割会社より、本新設分割計画書に記載された本事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）
該当事項はありません。

以 上